

令和2年1月31日 構成労働省 発表

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和元年10月末現在)

～外国人労働者数は約 **166万人**。届出義務化以降、過去最高を更新～

厚生労働省はこのほど、令和元年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和元年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【届出状況のポイント】

■外国人労働者数は1,658,804人で、前年同期比198,341人、13.6%の増加（平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新）

■外国人労働者を雇用する事業所数は242,608か所で、前年同期比26,260か所、12.1%の増加（平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新）

■国籍別では、中国が最も多く418,327人（外国人労働者数全体の25.2%）。次いでベトナム401,326人（同24.2%）、フィリピン179,685人（同10.8%）の順。

対前年伸び率は、ベトナム（26.7%）、インドネシア（23.4%）、ネパール（12.5%）が高い。

■在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」の労働者数が329,034人で、前年同期比52,264人、18.9%の増加。

また、永住者や日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」の労働者数は531,781人で、前年同期比36,113人、7.3%の増加などとなっている。